令和４・５年度知名町入札参加資格審査申請書提出要領
（物品購入等）

１　受付期間　　令和４年１月４日～令和４年２月 28 日
※受付期間以降も随時受付します。

２　有効期間　　令和４年４月１日～令和６年３月 31 日（２年間）

３　受付場所・問い合わせ先（郵送可）
〒891-9295　　鹿児島県大島郡知名町知名 307
知名町役場　建設課　指名願受付係
TEL　0997-84-3161　　FAX　0997-93-4038

４　提出書類
提出書類は金具のないＡ４版紙ファイルに綴じ、表紙と背表紙に商号又は名称を記入してください。

区　　分		個人	法人	備　　考	様　　式
1	入札参加資格審査申請書	○	○	鹿児島県に準ずる様式	第１号様式
2	営業概要書	○	○	鹿児島県に準ずる様式	第２号様式
3	取扱品目一覧表	○	○	鹿児島県に準ずる様式	
4	委任状	△	△	鹿児島県に準ずる様式	第５号様式
5	設備機械器具概要	△	△	鹿児島県に準ずる様式	第６号様式
6	使用印鑑届	△	△	鹿児島県に準ずる様式	第７号様式
7	個人住民税に係る特別徴収実施確認書・開始誓約書	○	○	知名町様式	別紙様式
8	印鑑証明書	○	○	発行から３か月以内の原本（写し可）	
9	履歴事項全部証明書	×	○	発行から３か月以内の原本（写し可）	
10	身分証明書	○	×	発行から３か月以内の原本（写し可）	
11	消費税の納税証明書	○	○	発行から３か月以内の原本（写し可）	
12	鹿児島県税の納税証明書	○	○	発行から３か月以内の原本（写し可）	
13	知名町税の納税証明書	○	○	発行から３か月以内の原本（写し可）	
14	財務諸表等	×	○	貸借対照表及び損益計算書の写し	
		○	×	所得税確定申告書の写し	
15	営業許可書等の写し	△	△		
16	返信用ハガキ	○	○	受付確認用	

注意事項
（１）　○は必須、×は不要、△は必要に応じて添付する書類です。

申請書等の記載要領

1　申請書の記入上の一般的注意事項

（1）　記入には、容易に消去しにくい黒色か青色の筆記用具を使用してください。
（ワープロ等で入力し、プリンタで出力したものも可）

（2）　数字は、すべて算用数字で記入してください。

（3）　金額については、千円未満は切り捨ててください。

（4）　外国企業等

ア　申請書及び財務諸表は、日本語により作成してください。

イ　外国語により記載してある添付書類は、これに日本語の訳文を付記または添付してください。

ウ　添付書類のうち金額欄には、出納官事務規定（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率表により日本国通貨に換算した額を記載してください。

（5）　申請書類の記入に当たり、申請書様式の欄が不足する場合は適宜補正してください。

（6）　記入漏れがないようにしてください。

2　入札参加資格審査申請書（第１号様式）

（1）　申請者

・　申請者が法人の場合の商号又は名称については、法務局に登記されているものを記入してください。

・　印章は、法務局などに印鑑登録してあるものを押印してください。

（2）　入札参加希望業種

知名町との取引を希望される業種を、業種区分表（P3）から優先度の高い順に３種類以内で記入してください。

記号、種類名は業種区分表（P3）により、記号を上段に、種類の名称を下段に記入してください。　　例

A－７
OA 機器類

業 種 区 分 表

種　　目	種　　類	物　品　名　等
A　機械器具類	1　電気・通信機器類	家電製品、テレビ、ラジオ、電話機、無線機等
	2　医療機器類※	X 線装置等
	3　計測・理化学機器類※	
	4　建設土木機械類	
	5　視聴覚機器類	ビデオカメラ、OHP、映写機、モニターテレビ、楽器等
	6　消防機器類	消火器、警報器等
	7　OA 機器類	オフコン、パソコン、コンピュータ周辺機器、複写機、ワープロ、ファクシミリ等
	8　その他	厨房機器、農業機械、焼却炉等
B　車両船舶類	1　車両類（含修理）※	自動車、自動二輪車、特殊車両、自転車等
	2　船舶類（含修理）	船舶、船外機等
	3　航空機類（含修理）	
C　印刷類	1　印刷類	写植、軽印刷、フォーム印刷、シール印刷、航空写真、特殊印刷等
D　薬品類	1　薬品類※	医薬品、農薬、化学薬品類等
E　文具類	1　紙・文房具・事務用機器類	上質紙、中質紙、再生紙、スチールロッカー、キャビネット等
F　印章類	1　印章類	ゴム印、日付印、スタンプ等
G　記念品類	1　記念品類	記念品、トロフィー、カップ、時計、テレフォンカード等
H　燃料類	1　燃料類※	重油、軽油、灯油、ガソリン等
I　運動具・天幕類	1　運動具・天幕類	
J　写真・カメラ類	1　写真・カメラ類	写真機、写真材料、フィルム、青写真、第二原図等
K　看板・標識類	1　看板・標識類※	看板、道路標識、懸垂幕、染物、のぼり、旗等
L　室内装飾品・調度品類	1　室内装飾品・調度品類	
M　雑品類	1　衣料品・寝具類	制服、帽子、雨具、靴、寝具等
	2　原材料類	塗料、木材、建設資材、コンクリート等
	3　その他雑品類※	トイレットペーパー、書籍、電気等、他に属さないもの
N　不用品処分	1　不用品処分※	不用品売買、中古車売買等

注：表で※のついている種類の中に許可証等の写が必要な品目があります。（P６～７参照）

３　営業概要書（第２号様式）

（１）　県内営業所

鹿児島県内の営業所（本店を含む）を全て記入してください。鹿児島県内に営業所がない場合は、知名町を営業エリアとする営業所を記入してください。

（２）　営業形態及びその取引状況

製造・卸売り・小売の３つから最も売上の多い形態を１つ選び〇をしてください。

取引状況の欄は、物品等の取引を知名町と直接行うのか、又は代理店に委任するのか具体的に記入してください。

（３）　営業履歴

「現組織への変更」は、個人営業を法人組織に、又は有限会社を株式会社に変更した場合等、法人格の変更があった場合の年月日を記入してください。

（４）　資本金又は元入金

法人にあっては基準日（資格審査を受けようとする日をいう。以下同じ。）における登記簿の資本の額を記入してください。

個人にあっては元入金を記入してください。

（５）　外国資本の割合

基準日における外国人出資の資本金に占める出資率を記入してください。

（６）　年間売上

基準日直前２箇年の各事業年度における年間製造（販売）の実績を記入してください。

２箇年未満の事業者については、直前１箇年分を記入してください。

６か月決算の法人については、２期分の合算をもって１箇年としてください。

（７）　従業員数

基準日現在における従業員数を記入してください。（臨時雇用者を除く）

（８）　町との取引実績

知名町との取引について記入してください。

4　取扱品目一覧表

入札参加希望の取扱物品を、取引の優先度が高いものから順に具体的かつ詳細に記入してください。

２以上の種類において取引を希望する場合は、それぞれの希望種類ごとに別様としてください。

メーカー、仕入先等も可能な限り詳細に記入し、特に取扱メーカーが限定されている場合及び代理店・特約店等になっている場合は、その旨を明記してください。

ただし、まとめて記入した方がわかりやすい場合はまとめて記入しても構いません。

（例：取扱品目「消防自動車」　メーカー「全メーカー」）

5　委任状（第５号様式）

知名町との取引権限を事業所等に委任する場合に提出してください。

6　設備機械器具概要（第６号様式）

印刷業を希望する場合のみ提出してください。

7　使用印鑑届（第７号様式）

知名町との取引において印鑑証明書と異なる印鑑を使用する場合に提出してください。

8　個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書

個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書（別紙）を記載要領にしたがって記入し添付してください。

※知名町税務課窓口で確認印を受ける必要がある場合があります。

添付書類の注意事項

1　印鑑証明書

法人・・・法務局が発行した印鑑証明書

個人・・・市町村長が発行した印鑑証明書

2　履歴事項全部証明書又は身分証明書

法人・・・法務局が発行した「履歴事項全部証明書」

個人・・・本籍地の市町村が発行する「身分証明書」

3　納税証明書

（１）消費税の納税証明書

主たる事務所又は事業所所在地を管轄する税務官署が発行する「消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書」（その３の２　又はその３の３　）

（２）鹿児島県税の納税証明書

鹿児島県の各地域振興局、各支庁県税課で交付している「鹿児島県税の納税証明書」（県税すべてに関し未納がないことの証明書）

※　鹿児島県内に事務所（支店、営業所等を含む）があり鹿児島県で課税されている場合のみ提出

（３）知名町税の納税証明書

知名町が発行する「知名町納税証明書」

※　知名町内に事務所（支店、営業所等を含む）があり知名町で課税されている場合のみ提出

4　財務諸表等

法人・・・資格審査基準日の直前１事業年度の分の決算における「損益計算書・貸借対照表」

個人・・・【青色申告者】税務署等へ提出した直近の青色申告書の「損益計算書及び資産負債調べの写し

【白色申告書】税務署等へ提出した直近の所得税の「確定申告書の写し」

5　営業許可書等の写し

次に掲げる品目を申請する場合、許可書等の写しを添付してください。

（１）　薬事法施行令第１条の別表に定める医療器具　（A-2　医療機器類）

（２）　薬事法第２条に定める医薬品　（D-1　薬品類）

（３）　麻薬及び向精神薬取締法第２条に定める麻薬　（D-1　薬品類）

（４）　毒薬及び劇物取締法第２条に定める毒物等　（D-1　薬品類）

（５）　計量法第２条に定める計量器　　（A-3　計測・理化学機器類）
（６）　自動車整備（修理）　　（B-1　車両類（含修理））
（７）　屋外広告物法第２条に定める広告物　　（K-1　看板・標識類）
（８）　石油　　（H-1　燃料類）
（９）　プロパン・オートガス　　（H-1　燃料類）
（10）電力供給（小売電気事業者）　　（M-3　その他雑品類）
（11）古物営業法に定める古物　　（N-1　不用品類）

6　返信用ハガキ（受付確認用）
受付印を押印のうえ返信しますので宛先を明記してください。

7　変更届
入札参加資格審査申請書の記載事項に変更が生じた場合に、随時提出して下さい。